平成２５年（フ）第２１８１号
神奈川県茅ヶ崎市萩園1209番地３
破産者　有限会社司自動車工業
１　決定年月日　平成26年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１８２号
神奈川県茅ヶ崎市萩園1209番地３
破産者　株式会社ロートピアツカサ
１　決定年月日　平成26年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２１９号
横浜市都筑区池辺町3452番地
破産者　有限会社松村自動車
１　決定年月日　平成26年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２７０号
横浜市磯子区杉田６丁目１番14号
破産者　有限会社朝日屋青果店
１　決定年月日　平成26年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７４号
長野県佐久市中込294番地の１
破産者　株式会社田中泰江商店
１　決定年月日　平成26年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（フ）第９８号
兵庫県明石市大久保町江井島582―１
破産者　有限会社成栄興業
１　決定年月日　平成26年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第２４６号
兵庫県明石市二見町西二見44番地の５
破産者　エイエスイー商事株式会社
１　決定年月日　平成26年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第２５２号
兵庫県明石市大久保町高丘５丁目３番地の２　50棟503号、前住所神戸市中央区元町通４丁目６番18―502号
破産者　鈴木　敦子
１　決定年月日　平成26年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第５７７号
岡山市東区百枝月955番地
破産者　ハウジングプランナー有限会社
１　決定年月日　平成26年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５７８号
岡山市南区米倉37―３、住民票上の住所岡山市東区西大寺998番地サンビレッジ西大寺E101
破産者　鳶　　英一
１　決定年月日　平成26年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６７８号
北九州市八幡西区町上津役東２丁目18番29号
破産者　有限会社サン・デザイングループ
１　決定年月日　平成26年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３１号
鹿児島県奄美市名瀬朝仁新町24番地の13
破産者　有限会社くすりの春野
１　決定年月日　平成26年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第２６７号
愛知県稲沢市国府宮４丁目４―５　102号室、住民票上の住所愛知県稲沢市梅須賀町1604番地
破産者　秦野　幹雄
１　決定年月日　平成26年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第６７３号
宮城県名取市名取が丘６丁目７番５―108号　雇用促進愛島宿舎住宅
破産者　松浦　正一
１　決定年月日　平成26年３月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第６９１号
宮城県仙台市宮城野区岩切字稲荷14　介護老人保健施設コジーケアホーム、住民票上の住所仙台市青葉区中江２丁目25番１号　山月荘106
破産者　菅原　静男
１　決定年月日　平成26年３月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第６５号
山形県酒田市飛鳥字堂之後95番地の１、前住所山形県飽海郡平田町大字飛鳥字堂之後95番地の１
破産者　佐藤智恵子
１　決定年月日　平成26年３月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２５年（フ）第１１１４号
さいたま市浦和区上木崎４丁目１番18号　ノーベスパジオ並木201、住民票上の住所さいたま市浦和区本太１丁目18番３号
破産者　酒井　達已
１　決定年月日　平成26年３月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２１１９号
神奈川県茅ヶ崎市平和町12番34号　ヒルズ湘南201号
破産者　志村　義昭
１　決定年月日　平成26年３月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４２８６号
大阪府茨木市郡５丁目24番15号　シャトーMナカイ３Ａ号、開始決定時の住所大阪府茨木市耳原１丁目17番８号
破産者　上園設備工業こと　上園　良忠
１　決定年月日　平成26年３月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部